

令和7年2月3日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、鹿島・東急特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員並びに株式会社ユタカ建設及び株式会社角翔に対して指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

経理課 課長：藤林 啓介

課長補佐：百目木 康一

T E L : 024-573-7246

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

No.	指名停止措置業者名	住 所
①	鹿島・東急特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1
②	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1
③	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-16-14
④	株式会社ユタカ建設	福島県双葉郡楢葉町大字井出字八石 65-2
⑤	株式会社角翔	福島県郡山市片平町新蟻塚 87-1

### 2 指名停止措置期間

- ①、④、⑤ 令和 7 年 2 月 3 日から  
令和 7 年 2 月 16 日まで（2 週間）
- ②、③ 令和 7 年 2 月 3 日から  
令和 7 年 3 月 2 日まで（4 週間）

### 3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

### 4 事実概要

福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和 5 年度中間貯蔵家屋解体工事（その 2）において、令和 6 年 8 月 8 日、2 次下請け業者株式会社角翔の労働者が建築物の解体工事現場内において 4 日以上の上の休業を要する労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は所轄の富岡労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、災害発生場所、災害発生状況等を偽り郡山労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していたという事実が認められた。

このことに関して、令和 6 年 12 月 6 日、富岡労働基準監督署は同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁いわき支部に書類送検した。

また、株式会社角翔が労働災害の発生を隠したことにより受注者は除染等工事共通仕様書（第 12 版）1-1-36 に定める事故報告書を速やかに提出できなかった。

### 5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）別表 1 第 4 号に該当する。

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内